

## 第6回 FLEC フォーラム

# 乳幼児短期緊急里親

## 実際の運用と課題

---

令和6年3月8日(金)

特定非営利活動法人chieds(チーズ)

柴田 智美



# 本事業の始まりと目的

---

## ○本事業の始まり

NPO法人chiedsは令和3年4月に大分県に設立。

同年7月、日本財団と大分県の協定のもとに全国初のモデル事業として「乳幼児短期緊急里親事業」がスタートした。



## ○本事業の目的

これまで乳児院のみだった乳幼児の一時保護先の選択肢を増やすこと

# 事業内容①

---

## 【乳幼児短期緊急里親への委託業務】

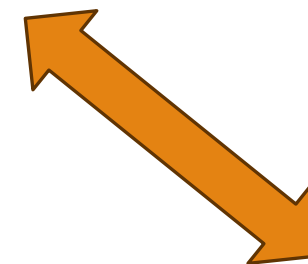
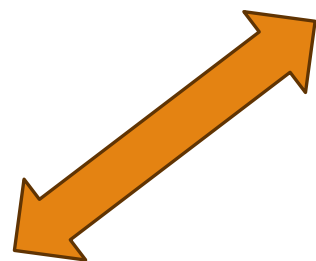
- ①24時間体制で緊急で一時保護された児童を受け入れるために待機すること
- ②児童相談所の打診があった時点から3時間以内に対象児童を受け入れること
- ③その他①・②に付帯して生じる一切の業務

## 事業内容②



### 【緊急里親】

- ・24時間体制での待機
- ・児童の受託、養育
- ・養育記録の提出
- ・chiedsのリクルート活動への協力
- ・研修、意見交換会などへの参加



### 【児童相談所】

- ・打診、委託
- ・委託後支援
- ・研修、意見交換会などへの参加
- ・契約に関する会議への参加

### 【chiedo】

- ・待機状況の連絡、報告
- ・待機料の支払い
- ・物品の提供
- ・家庭訪問
- ・研修、意見交換会などの開催
- ・契約に関する一連の業務



# 令和3年度～令和4年度の課題

## 緊急里親

受託期間が長くなった場合はレスパイトを使いたいが、一時保護なので使えない。

他の緊急里親に負担がかからないか心配で、休みが取りづらい。

こどもを受託した後に用事などで養育ができない場合の対応。

緊急でこどもを預かる際のポイントを知りたい。



# 課題を受けての取り組み

---

## ①休息日の新設(令和5年度から)

- ・月2日を限度として取得できる(前月に申請が必要)。
- ・緊急里親が心身ともに快活な状態を維持することが目的。
- ・休息日は待機不可の状態であるが、待機料の支払いがある。

## ②緊急里親間での預かり

- ・こどもを受託中の緊急里親が用事や休息を取りたい場合は児童相談所に相談の上で一時保護を解除して、他の緊急里親が受託可能。

# 課題を受けての取り組み

---

## ③待機についての再確認

- ・本事業の委託業務は「待機」であり、「待機≠養育」であることを緊急里親と再確認。
- ・こどもの養育中に用事や休息が必要な場合は事前に緊急里親と児童相談所で協議し、こどもの対応について決定するようにした。

## ④家庭訪問の実施(令和5年度から)

- ・chiedsが緊急里親の待機中の質を高め、情緒的なサポートを行うという観点から家庭訪問を実施。
- ・緊急里親の意見や要望等があれば、了承を得た上で児童相談所に報告。

# 課題を受けての取り組み

---

## ⑤研修の実施(令和4年度から)

- ・緊急里親向けの研修を実施。大分県内の関係機関も参加。
- ・令和4年度 テーマ:「緊急親子分離を経験するこどもについて理解を深める」  
講師:さいたま子どものこころクリニック院長 星野崇啓氏
- ・令和5年度 テーマ:「突然やってくる子どもたちにとって大切なこと」  
講師:きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点統括 武田由氏

## ⑥乳児院研修の実施(令和5年度から)

- ・最新の手技手法を学んでいただくため、乳児院の協力を得て実施。



# 課題を受けての取り組み

---

## ⑥年末年始緊急里親の新設(令和5年度から)

- ・既存の緊急里親に加えて、12月28日～1月4日までの8日間、全日待機可能な里親。
- ・待機料は5万円(税別)
- ・0～5歳までの物品(男女、サイズ別)を児童相談所に配置。
- ・今年度は6組と契約(直前に感染症に罹患のため1組契約解除→急遽1組追加。)



- ・実際の一時保護委託は0件。
- ・児童相談所からは安心して年末年始の対応ができたとの声が多数寄せられた。

# 令和6年度に向けての課題

## 緊急里親

受託解除後に休みを取りたいが、迷惑をかけるかもしれないので取りづらい。

保育園利用ができない3歳以上のこどもの預かりに対する負担が大きい。

「打診を断れない」という契約なのでプレッシャーを感じる。

受託期間が2ヶ月になることもあり、疲弊する。



# 令和6年度に向けての取り組み

---

## ①対象児童の年齢変更

- ・本事業の目的(乳児院に代わる保護先の選択肢を増やす)を再確認し、対象児童の年齢は0～2歳と契約書に明記。
- ・3歳以上の打診があった場合は、里親の判断に委ねる。  
ただし、打診を断ったとしても契約不履行にはならないことを児童相談所とも確認。

## ②委託期間の短縮

- ・原則1ヶ月(最長2ヶ月)の委託にし、こどもへの対応を迅速に行うことを緊急里親と児童相談所内で共有。

# 令和6年度に向けての取り組み

---

## ③休息日の変更

- ・月に2日取得可能 ➡ 受託解除後に受託日数に応じて取得可能に変更。
- ・緊急里親や児童相談所からの連絡をもって、休息日の取得ができる。
- ・これまで通り、休息日を取得したことで待機料への影響はない。
- ・緊急里親自身の用事などは「待機不可」として児童相談所やchiedsに連絡。

## ④乳児院研修の受講

- ・新規契約里親には乳児院での研修が必須。
- ・応募要件にも乳児院での研修受講を求められた場合は受講することを明記。

# 令和6年度に向けての取り組み

## ⑤応募要件の変更

- ・大分県内全域 → 一部の地域に限定
- ・登録後1年以上、乳幼児の受け入れ実績があること → 削除
- ・乳児院研修の受講



## ⑥緊急里親の声を聞く機会を増やす(案)

- ・意見交換会やつどいを増やし、緊急里親や各関係機関が意見や想いを共有できる場を増やす。  
→ 緊急里親が協働していると感じられるように！
- ・家庭訪問を充実させる。

# chiedsが感じている課題とあったらいいなと思うもの

## ○委託と契約を別組織で担うことの難しさ

- ・chiedsは保護されるこどもの状況は把握しておらず里親の待機の部分のみを担っているため本質が見えづらい。契約から実際の委託まで同じ機関が担うとより良いのではないかと感じている。

➡ 一方で児童相談所と他の機関が協働することで、里親の発信をよりキャッチできるのではないか。実際に緊急里親からは「chiedsとの繋がりがあることによって安心感を感じる。」との声も聞かれている。

## ○最後にあったらいいなと思うもの

- ・緊急里親が24時間いつでも安心して受託児を預けることができる拠点。

